個人情報ファイル簿

四八月秋ノブイル	
個人情報ファイルの名称	選挙人名簿システム
行政機関等の名称	選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事	選挙管理委員会事務局
務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	選挙時における選挙人の選挙(投票)資格審
	査のために利用する。
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日
記録範囲	公職選挙法第 21 条に定める被登録資格等を
	有する者
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出(窓口サービス課より
	提供)
要配慮個人情報が含まれるときは、そ	含む
の旨	
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称及び	〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
所在地	四街道市役所 総務部総務課情報公開室
訂正及び利用停止に関する他の法令の	○選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服が
規定による特別の手続等	あるときは、公職選挙法(昭和 25 年法律第
	100 号) 第 24 条第 1 項に基づき、同項各号
	に定める区分に応じ、異議を申し出ることが
	できる。
	○市町村の選挙管理委員会は、同法第 22 条
	第1項又は第3項の規定により選挙人名簿
	の登録をした日後、当該選挙人名簿に登録さ
	れる資格を有し、かつ、引き続きその資格を
	有する者が選挙人名簿に登録されていない
	ことを知った場合には、同法第26条に基づ
	き、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、そ
	の旨を告示しなければならない。
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
(電算処理ファイル/マニュアル処理	
ファイル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第21条第7項に該当するファ	
イルの有無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集	(実施なし)
をする個人情報ファイルである旨	

様式第1号(第4条)

行政機関等匿名加工情報の提案を受け	(実施なし)
る組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に	(実施なし)
関する提案を受ける組織の名称及び所	
在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に	(実施なし)
関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま	(規定なし)
れているときはその旨	
備考	_